

# 事業用風力発電設備に対する冬季雷前の点検強化について

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、発電用風力設備が増加しており、これまでに電撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、電撃により風車が焼失したりする事故が発生しています。

同様の事故再発を防止するためには、冬季雷による被害を受ける時期までに、設置者各々の責任において、風車ブレードや引き下げ導体等の点検を行うなど、雷被害防止に向けた対策を期すことが必要です。

つきましては、以下の点に留意し、安全運転の徹底をお願いします。

## 〈点検に関する留意事項〉

### 1 点検時の体制について

- 「事業用電気工作物の設置者」においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行ってください。

### 2 点検について

- レセプター等の健全性を確保し、電撃から風車を保護するような措置を講じてください。
- 風車が電撃を受けた場合は、健全性が確実に確認できるまで、風車を停止するなどの措置を講じてください。
- 電撃を受けた可能性がある場合の点検に関しては、遠方からの目視のみに頼ることなく確実な点検を実施してください。

